平 成 2 5 年 8 月 金 融 庁

目 次

基:	本政策	ŧΙ		経済			•			_	_						-					_																														
	施策	I -		1	金	融材	幾層	對 0	D fi	建:	全巾	生	を	確	保	す	る	<i>t</i> :	Ø.	0) #	训儿	叓	• }	景力	境	整化	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	施策	I -	- 2	2	我	がほ	E 3	金属	蚀:	ر زر	ス -	テ.	ム	の	安	定	性	きを	: எ	重化	₹ 5	;	3 t	t= 8	か (の f	制厂	叓	• }	環:	境	整	備		•		•				•		•									3
	施策	I -	- 3	3	金高	融ミ	ンフ	٦ -	F 1	ک (D 5	安!	定	性	を	確	保	ł す	- Z	5 7:	<u>-</u> &	か (の糸	径)	斉	• ī	节 ^步	場:	全	体(=	か	か	る	IJ.	ス	ク・	の :	把:	握	ځ	行	政	対	応	•	•	•	•	•	•	4
基:	本政策	ŧΠ		利月	用者	1	祷	点	i 15	<u> </u>	<u> </u>	<i>t</i>	<u> </u>	ÈĀ	独 -	サ・	_	ビ	ス	Ø)	質	į O	戶	L	=																											
	施策	Π -		1	利力	用者	当 力	j\ 3	タゴ	ן ינ	- را	C :	金	融	サ	_	ビ	ス	、を	: 3	٤١.	†	らね	h.	る 7	t= 8	め (の f	制	叓	•	環:	境:	整	備		•				•		•				•					5
	施策	Π -	- 2	2	資:	金の	り作	昔し) <u>=</u>	F 7	5 `]	真	I	必	要	な	金	. 鬲	ŧΨ	-	- t	<u>"</u>	スを	をき	受り	けり	67	h?	る :	t= 0	め	の [•]	制	度	• :	環:	境 :	整	備													7
	施策	п -	- (3	資	産 刑	多月	式 る	生彳	亍 ·	うす	者:	が	真	に	必	要	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	金	产品	虫 +	ታ -	- 1	ビニ	ス	をき	受り	ナ	ۍ;	ħ.	る	た	め	の ⁻	制	度	• }	環	境	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
基	本政策	₹Ⅲ																																																		
	施策	Ш -			-	場~					-								-			-																														
	施策	Ш -	- 2			場材																																														
	施策	Ш -	- (3	市	場耳	<u>Z</u>	310	01	ī 2	Εţ	生	•	透	明	性	を	矷	图	7	۲ ۶	3 7	t= 8	め (の f	制厂	茰	• }	睘:	境	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		14
	施策	Ш -	- 4	4	市	場何	中1	个村	幾前	1000	bì i	商·	切	に	発	揮	さ	ħ	る	5 1	<u>-</u> &	<i>b</i> (の	制力	叓	• }	睘 坩	境	整.	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•		•		17
	施策	Ш -	- 5	5	市:	婸枂	幾有	能 0	りき	ŧį	軍(り	基	礎	ځ	な	る	会	吉	上臣	註了	<u>\$</u> (٦ <u>[</u>	對 -	す .	るも	制力	叓	• }	環:	境	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
基	本政策	₹W	•	横																																																
	施策	V -				祭白																																														
	施策	V -	- 2	2	ア	ジフ	P i	者[E (_ 7	おり	†	る	金	融	•	資	: 本	市	ī 埠	易の) <u>3</u>	堅化	講 え	及で	びョ	金	融	業(න ·	_	層	の	開	放	こ	白	け	<i>t</i> _ i	政	策	協	調	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	施策	V -	- 3			融力																																														
	施策]	V -	- 4	4	金	融彳	亍 ፲	女に) (٦,	C (の	情	報	発	信	σ.) 強	自们	٠ ک	•		•	•				•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			•		23
	施策]	v -	- 5	5	金	融!	<u>-</u> ر	テ =	<u>ج</u> ج	・ -	_	(:	知	戠		判	断	. ナ.	J)	0	٦ (c	匀.	Ε¢	カ	t= 8	め (カ I	環均	竟 :	整	備																					24

耒務支援 。	基盤の整備のための取組み
分野 1	人的資源
施策 1	一(1)金融行政を担う人材の確保と資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
分野 2	知的資源
施策 2	一(1)学術的成果の金融行政への導入・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
分野 3	その他の業務基盤
施策 3	- (1) 金融行政における情報システムの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

施策3-(2)災害発生時における金融行政の継続確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備			担当	课室名	準室、監督局総務課室、監督局総務課モ 険監督参事官室、監保険課、監督局証券	局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基 言用機構対応室、監督局総務課協同組織金融 ニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保 督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局 課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政 画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、
施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も路確保のためのルールの整備、効果的なオフサイト・オン・査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリング等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金キュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている	サイトモニタリ ブの推進、金 融機関におり	ング(監督・検 融機能強化法		考え方・根拠	確保するためには、会 【根拠】 ・各業法の目的規定、 ミット首脳宣言・行動	ムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を 全融機関の健全性が確保される必要がある。 主要行等向けの総合的な監督指針、G20サ 計画(平成 20 年 11 月 15 日) る制度整備について(平成 22 年1月 21 日)等
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること					政策評価実施予定時期	平成26年6月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理師	由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	_	_	_	_		-
事務事業	測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理	由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-		_		_		-
事務事業	参考指標				参 和	考指標の選定理由	
1 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性 確保のためのルールの整備	・各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>	・金融機関のた。)健全性を測定	ごするために、	各業態の健全	性指標(自己資本比 ^図	率、不良債権比率等)を参考指標として選定し
2 効果的なオフサイト・モニタリング(監督)の実施	・各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>	・金融機関 <i>の</i>	健全性を測定	するために、名	子業態の健全性	生指標(自己資本比率、	不良債権比率等)を参考指標として選定した。
	·金融検査指摘内容 ·金融検査実施件数	・検査が真に 内容」及び「	ニ効果的な内容 金融検査実施・	であったのか 件数」を参考!	、また、そもそ 指標として選定	も検査がどの程度実だした。	恋されたのかを測定するため、「金融検査指摘
3 効果的なオンサイト・モニタリング(検査)の実施	・金融検査結果事例集の公表実績		れた金融機関 表実績」を選考			刃に金融機関等に還元	されたのかを測定するため、「金融検査結果
	・各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等> ・金融検査評定結果の分布状況	築されたのか		め、「各業態の			の程度金融機関において適切な管理態勢が構 &債権比率等>」及び「金融検査評定結果の分
4 オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリング の推進	•金融検査指摘内容		検査・監督) ― 指標として選り		リングの推進だ	が検査に適切に生かさ	れているのかを測定するため、「金融検査指摘

1

事務事業に関連する	補正後予算額(執行額)	25年度当初	関連する	16日の郷亜徳	平成25年
8 ベターレギュレーションの深化	-			-	
7 金融機関における情報セキュリティ対策向上 のための取組み	・情報セキュリティ対策の向。件数	上に向けた情報が	是供等の	・当事務事業の実施内容は、金融機関に対する情報セキュリティ対策の向上に役立つ情報提供等の実機関による情報セキュリティ対策向上の主体的な取組みに繋げようとするものである。本事務事業の達する効果は間接的なものであることから、左の内容を参考指標として選定した。	R施を通じて、各金融 成すべき目標に対
6 金融機関の業務継続体制の検証	・金融検査指摘内容			・検査において、金融機関の業務継続体制の検証が適切に行われているのかを測定するため、「金融 考指標として選定した。	検査指摘内容」を参
5 金融機能強化法等の適切な運用	-			-	

事務事業に関連する	補正後予算	額(執行額)	25年度当初	関連する 事務事業	項目の概要等	平成25年 行政評価事業
予算等の項目 	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	予算額 (百万円)	事務事業	次日が似文寸	レビュー事業番号
モニタリングシステム関係経費	181 (134)	124	138	2	金融機関への効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施するための支援システムである、金融 庁統合モニタリング・分析システム(モニタリングシステム)の運用・保守等を行う業務。	3
バーゼルⅡ対応システム関係経費	7 (7)	8	5	2	自己資本比率規制において高度なリスク計測手法を採用する場合には、当局の承認が必要。当該承認審査の際に、銀行が算出する推計値の適切性を検証する統計ソフト等の保守にかかる経費。	2
金融機関等検査経費	337 (241)	325	312	3	銀行法第25条、その他法令に基づき、銀行等の金融機関の業務運営情況及び資金内容等を把握するために実施する検査に必要な経費。	-
金融検査手法向上経費	4 (3)	3	3	3	金融検査マニュアルの周知のための広報ツール(パンフレット等)開発や翻訳に使用する経費。	1
リスク計測参照モデル関係経費	24 (24)	22	23	3	検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。	1
デジタルフォレンジック関連システム経費	0	6	11	3	検査において、電磁的記録の検証・解析を効率的に行うためのシステムの保守・運用や導入にかか る経費。	-
金融機能強化法に基づく資本増強の審査等経費	102	50	50	5	金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。	2
金融機能強化法(震災特例)に基づく資本増強の 審査等経費	0	80	80	5	金融機能強化法(震災特例)に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。	-

施策名	我が国金融	システムの安?	定性を確保する	ための制度	·環境整備		担当	课室名	監督局総務課、監督局総務 生室、監督局総務課信用 室、監督局総務課郵便貯金 課、監督局銀行第二課、総 画課、総務企画局企画課信 用機構企画室、検査局総務	機構対応室、監督局 会·保険監督参事官 務企画局総務課国 言用制度参事官室、	総務課協同組織金融 室、監督局銀行第一 際室、総務企画局企
施策の概要		ためのルール	雀保するため、! 整備や、預金≦ ととしている。				目標設定の	考え方・根拠	金融システムは、資金仲介 済活動の基盤をなすことかな発展のためには、金融シる。 【根拠】 ・預金保険法第1条、ペイオ年4月1日大臣発言) ・主要行等向けの総合的な	ら、国民生活と経済ステムの安定性がそ ステムの安定性がそうである。 フ解禁の実施にあた	活動の健全かつ円滑 確保される必要があ
達成すべき目標	金融システム	ムの安定性が	雀保されること						政策評価実施予定時期	平成26年	6月
事務事業		測定	指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び	目標値(水準・目標	年度)の設定の根拠
-		-	-		_	_	_	_		_	
事務事業		測定	指標			目標		目標年度	測定指標の選定理由及び	び目標(水準・目標	年度)の設定の根拠
2-1 円滑な破綻処理のための態勢の整備	·名寄せデータ	の精度の維持	寺・向上の状況		実施すること	≧融機関への名 :により、円滑な 整備の充実を図	破綻処理の	25年度	・万が一、預金取扱金融機 れる預金の払戻し等を円滑 定した。	関の破綻が生じたり に行うという観点か	易合に、実際に保護さら、測定指標として選
事務事業		参考	指標					参	考指標の選定理由		
1 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備		全性指標 率、不良債権	比率等>		・金融システ した。	ムの健全性を	測定するため	に、各業態の	健全性指標(自己資本比率、	、不良債権比率等)?	を参考指標として選定
2-2 円滑な破綻処理のための態勢の整備	・名寄せ検査の	の実施件数			・名寄せデー 指標を参考す	-タの精度の維 指標として選定	持・向上のた した。	め、預金保険	機構とも連携し預金取扱金層	触機関の検査を行っ	ていることから、当該
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算 23年度 (百万円)	額(執行額) 24年度 (百万円)	25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業				項目の概要	要等		平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号
金融危機管理経費	41 (0)	41	41	2					る優先株式等の引受けにあた ト部専門業者に委託するため		2

金融庁25(施策 I -3)

施策名	金融システム	ムの安定性を研	在保するための		:体にかかる!	スクの把握と	担当	課室名	監督局総務課、監督 政策室	局総務課監督企画室、総	務企画局政策課総合	
施策の概要	く押据した トて	マカムが全	5止のため、マク 融システムの優 6リスクをフォワ に基づく行政対	#全性等に5	える影響につ	して認識を深	目標設定の	考え方・根拠	市場動向等を適格に	滑かつ安定的にその機能 ・把握し、マクロ・プルーデ ・ど、システミックリスクの未	ンスの視点に基づく行	
達成すべき目標	システミック!	ノスクの未然防	近が図られる	こと					政策評価実施予定時期	平成26年		
事務事業		測定	指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標	【年度)の設定の根拠	
-		_	-		_	_	-	_		-		
事務事業		測定	指標			目標		目標年度	測定指標の選定理	里由及び目標(水準・目標:	年度)の設定の根拠	
-		-	-			_		_		_		
事務事業		参考	指標					参 :	考指標の選定理由			
1 経済・市場動向その他の内外における様々な リスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析 及び効果的な行政対応	・各業態の健全 <自己資本	全性指標 比率、不良債 ^材	権比率等 >		・金融システ した。	ムの健全性を	則定するため	に、各業態の	健全性指標(自己資ス	本比率、不良債権比率等)	を参考指標として選定	
事務事業に関連する	補正後予算		25年度当初 予算額	関連する				項目の概	要等		平成25年 行政評価事業	
予算等の項目	予算等の項目 23年度 24年度 (百万円) (百万円) 事務事						7年業					
-	_	_	_	_				-			_	

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制	度·環境整備	i	担当請	果室名	総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課 信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課金融 サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務 課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監 督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監 督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視 委員会事務局
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしてまた、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこと	して利用でき いる。 . そのフォロ-	るような利用	目標設定の	考え方・根拠	金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日)・多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定) ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画(平成22年3月30日)
達成すべき目標	- - 金融サービスの利用者の保護が図られること					政策評価実施予定時期 平成26年6月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1-1 顧客のニーズに適合した金融サービスを安 心して享受できるための制度・環境整備	・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率 ①ICキャッシュカード対応ATMの割合 ②生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMの割	189.9%	平成24年度	基準年度よ	平成25年度	・利用者保護のために、偽造キャッシュカード等による被害への対策が必要である。被害の防止等のためには、金融機関がキャッシュ
	合	249.3%	1 3024-10	り向上		カードのIC化等のセキュリティ対策を講じることが重要であり、その 実施率の向上が望まれるため、測定指標として選定した。
5-1 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	合	78.4		り回上 前年度と同 程度の水準 を維持		カードのIC化等のセキュリティ対策を講じることが重要であり、その実施率の向上が望まれるため、測定指標として選定した。 ・平成25年度の主な事務事業の内容において、「振り込め詐欺等の被害者の迅速な回復等のため振り込め詐欺救済法の円滑な運用に取り組む」となっており、実際に振り込め詐欺救済法に基づき、被害者にどの程度返金が進んでいるかを把握・比較する指標として重要であり、また、当該法律の円滑な運用等に取り組むことによって、前年度より返金率が向上していくことが望まれるため、測定指標として選定した。
5-1 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切	・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対			前年度と同 程度の水準		実施率の向上が望まれるため、測定指標として選定した。 ・平成25年度の主な事務事業の内容において、「振り込め詐欺等の被害者の迅速な回復等のため振り込め詐欺救済法の円滑な運用に取り組む」となっており、実際に振り込め詐欺救済法に基づき、被害者にどの程度返金が進んでいるかを把握・比較する指標として重要であり、また、当該法律の円滑な運用等に取り組むことによって、前年度より返金率が向上していくことが望まれるため、測定指標として
5-1 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切 な対応	・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率		平成24年度	前年度と同 程度の水準	平成25年度	実施率の向上が望まれるため、測定指標として選定した。 ・平成25年度の主な事務事業の内容において、「振り込め詐欺等の被害者の迅速な回復等のため振り込め詐欺救済法の円滑な運用に取り組む」となっており、実際に振り込め詐欺救済法に基づき、被害者にどの程度返金が進んでいるかを把握・比較する指標として重要であり、また、当該法律の円滑な運用等に取り組むことによって、前年度より返金率が向上していくことが望まれるため、測定指標として選定した。
5-1 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切 な対応	・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率		平成24年度	前年度と同 程度の水準	平成25年度 目標年度 -	実施率の向上が望まれるため、測定指標として選定した。 ・平成25年度の主な事務事業の内容において、「振り込め詐欺等の被害者の迅速な回復等のため振り込め詐欺救済法の円滑な運用に取り組む」となっており、実際に振り込め詐欺救済法に基づき、被害者にどの程度返金が進んでいるかを把握・比較する指標として重要であり、また、当該法律の円滑な運用等に取り組むことによって、前年度より返金率が向上していくことが望まれるため、測定指標として選定した。

2 当局における相談体制の充実	・金融サービス況<内容・件数		室における相談	等の受付状	・金融サービス利用者から受け付けた相談等の件数などを考慮し、状況に沿った研修や金融サービスに しを行うなど、相談等受付体制の充実を図るため、参考指標として選定した。	相談員の編成の見直
3 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の円滑な運営	・各指定紛争組 続の実施状況		ける苦情処理・ネ ┊>	紛争解決手	・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況(受付件数等)については、実際Iを利用した結果であり、当局、指定紛争解決機関及び金融機関等による周知活動等の効果を反映する 考指標として選定した。	こ利用者が金融ADR ものであるため、参
4 多重債務者のための相談等の枠組みの整備	口の設置状況		こおける多重債		・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況については、全国の多重債務者身る環境にあるかを計るため、参考指標として選定した。 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況(受付件数等)については、実際の多重債務 談窓口の利用状況を計るため、参考指標として選定した。	
5-2 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切 な対応	く件数・金額 ・無登録業者 届けで募集を	i> 等に対する警告 行っている者に	る被害発生等 音書の発出・公 対する警告書 て及び悪質な	表件数、無 の発出・公	・利用者保護のため、偽造キャッシュカード等による被害への対策が必要であるため、その被害状況をした。 ・投資者保護のため、無登録業者等による未公開株取引、ファンド等の販売・勧誘及び無届募集等とい 行為に対する厳正かつ適切な対応は重要な取組みであることから、無登録業者等に対する警告書の身 けで募集を行っている者に対する警告書の発出・公表件数及び裁判所への申立て及び悪質な違反行え 考指標として選定した。	う重大な金商法違反 そ出・公表件数、無届
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算 23年度 (百万円)	額(執行額) 24年度 (百万円)	25年度当初 予算額 (百万円)	関連する事務事業	項目の概要等	平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号
貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	5 (2)	18	17	1	貸金業主任者登録を行う際に、申請者の本籍所在地の市区町村及び東京地方検察庁に対し、犯歴照会を行うもの。	-
貸金業者情報検索サービス運用経費	25 (15)	8	8	2	金融庁ウェブサイトにおいて、貸金業法に基づき登録を受けている財務局・都道府県登録の貸金業者の登録を検索できるサービス。	6
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	0.4 (0.03)	0.5	0.4	3	金融トラブル連絡調整協議会の委員である有識者への諸謝金及び旅費等。	6
改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9 (6)	9	9	4	改正貸金業法に係る制度の周知並びに多数の多重債務者及び今後多重債務に陥る可能性がある者への周知のための、ポスター等の作成に係る印刷製本費及び発送に係る通信運搬費。	6
振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費	_	-	3	5	返金制度周知に係るリーフレット及び、犯罪被害者等支援事業周知に係るリーフレット・ポスターの 印刷等経費。	-
証券取引等監視委員会一般事務費 [再掲]	_	-	-	5	海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人 材育成等の証券取引等監視委員会所掌の一般事務を行うもの。	-
検査等一般事務費 【再掲】	_	-	-	5	金融商品取引業者等に対して、証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的な検査を実施し、必要に応じ金融庁に対し勧告を行い、また、無登録業者等に対しては、金融商品取引法第187条に基づく調査を実施し、必要に応じ同法192条による裁判所への申立てを行うもの。	-
証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費) 【再掲】	_	-	-	5	不公正取引に対して、迅速・効率的な取引調査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行い、また、有価証券報告書の虚偽記載等に対しては、迅速・効率的な開示検査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行うもの。	-

金融庁25(施策Ⅱ-2)

施策名	 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられる 	ための制度・	環境整備	担当詞	果室名		局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一 課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信 査局総務課
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられる確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の善と事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援融機能強化法の適切な運用の取組みを図ることとしてい	促進、中小企 体制の整備・	業の経営改	目標設定の	考え方・根拠	ンプランにおいて、金成長産業として経済をめには、各金融機関にスを提供することが 【根拠】 日本経済会社企業再生に向け定)、株式会社企業再年2月26日成立、3月 22年6月18日閣議決のためのアクションブ	資本市場及び金融産業の活性化等のアクショ 融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が シリードしていく役割が求められている。そのた こおいて、資金の借り手に真に必要な金融サー 必要である。 た緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決 年生支援機構法の一部を改正する法律(平成25 6日公布、3月18日施行)、新成長戦略(平成 定)、金融資本市場及び金融産業の活性化等 ラン(平成22年12月24日)、平成23年度の経済 営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられる	こと				政策評価実施予定時期	平成26年6月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	- 目標値	目標年度	測定指標の選定理の	由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
2 地域密着型金融の促進	・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価	49.2	24年度末	積極的評価 の割合が24 年度に比べ 上昇	25年度末	に活用していくことが	者等からの評価を把握し、その後の監督対応 重要であることから、地域金融機関の地域密着 み評価を指標として選定した。
3-1 中小企業の経営改善・事業再生支援	•貸出態度判断D. I.	3	25年3月	24年3月期 に比べプラ ス判断	26年3月	中小企業金融の円滑融機関の貸出態度を	化に向けた取組みの効果を把握するため、金 測定指標として選定した。
事務事業	測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理	由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
_	_		_		-		_
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由					
1 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機 能の発揮	-	_					

3-2 中小企業の経営改善・事業再生支援 4 企業のアジア地域等への進出支援体制の整	おける情報等においる情報等においる情報等にありませる。 ・金融のでは、法人」のでは、法人」のでは、は、い不動を領し、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の受付状況 ミ利用者相談 清報、会融・件等 情報 (内出 残 に) 関	企業等金融円 を開ける貸した を 化ホットライン を 日本銀行「預金 度に依存しない に依存しない に別で、 は で、 は で、 は で、 は で、 は で、 は で、 は で、 は	渋り・貸し剥における情 における「貸 ・現金・貸 ・融資の実 公表実績	・中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握するため、中小企業等金融円滑化窓口におけ、 況、貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況、法人向け 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績、金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表 ニュアル別冊[中小企業融資編]の中小企業向け説明会の開催実績を参考指標として選定した。	·規模別貸出残高、
備・強化					_	
5 金融機能強化法の適切な運用		-			_	
6 銀行等による資本性資金の供給促進		_			_	
	補正後予算	額(執行額)	25年度当初	00 wh_L 7		平成25年
事務事業に関連する 予算等の項目	23年度	24年度	予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等	行政評価事業 レビュー事業番号
	23年度 (百万円) 3 (2)	24年度 (百万円)	予算額		項目の概要等 本庁職員が直接各財務(支)局へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等のきめ細かな実態把握のためのヒアリング等を実施 当庁から各財務局等が実施する地域密着型金融に関する会議へ参加	行政評価事業
予算等の項目	(百万円)	24年度 (百万円) 3	予算額	事務事業 2	本庁職員が直接各財務(支)局へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等の きめ細かな実態把握のためのヒアリング等を実施	行政評価事業
予算等の項目 関係機関等との連携強化に必要な経費 個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経	(百万円) 3 (2) 1,067	(百万円) 3	予算額 (百万円) 5	2 3	本庁職員が直接各財務(支)局へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等の きめ細かな実態把握のためのヒアリング等を実施 当庁から各財務局等が実施する地域密着型金融に関する会議へ参加 東日本大震災において被災し、既往債務を弁済できなくなった個人債務者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用する際の弁護士費用等の補助(業務費のうち弁護士等の専門家への	行政評価事業
予算等の項目 関係機関等との連携強化に必要な経費 個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費 被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費	(百万円) 3 (2) 1,067 (27)	(百万円)	予算額 (百万円) 5	2 3	本庁職員が直接各財務(支)局へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等のきめ細かな実態把握のためのヒアリング等を実施当庁から各財務局等が実施する地域密着型金融に関する会議へ参加 東日本大震災において被災し、既往債務を弁済できなくなった個人債務者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用する際の弁護士費用等の補助(業務費のうち弁護士等の専門家への報酬及び郵送、交通、宿泊に要する費用の補助)	行政評価事業

金融庁25(施策Ⅱ-3)

									1 60 75 A	40.75 A == 0 == 12.50	A = D A = -= := :
施策名	資産形成を行	う者が真に必	要な金融サービ	こえを受けられ	いるための制度	€・環境整備	担当	課室名	総務企画局企画課、 画室	総務企画局市場課、総務	企画局企画課保険企
施策の概要	国民の資産刑 険等の金融サービスを提 配サービスを提 個人投資家が	ービスの提供 提供するための	Dあり方を検討 [、]	国金融機関する。こうした	が国民のニー -サービスの扱	·ズに合った金 是供を通じて、	目標設定の	考え方・根拠	を確保し、国民が成的に適切な投資機会また、少子高齢化社れる必要がある。 【根拠】	が選展している中、我が国総長の果実を享受していくた。 長の果実を享受していくた。が提供され、資産形成が 会にふさわしい保険等の金けた緊急経済対策(平成2)	めには、国民に長期 図られる必要がある。 ☆融サービスが提供さ
達成すべき目標	国民の資産刑	/ 成等のため	に、真に必要な	金融サービス	スが提供される	ること			政策評価実施予定時期	平成26年	=6月
事務事業		測定	指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標	(年度)の設定の根拠
-		-	-		_	_	_	-		-	
事務事業		測定	指標			目標		目標年度	測定指標の選定理	■由及び目標(水準・目標・	年度)の設定の根拠
-		_	-			_		-		_	
事務事業		参考	指標					∌ ÷	考指標の選定理由		
1 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i)投資信託・投資法人法制の見直し(継続) ii)保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討	況	ービスの提供	新設・見直しに係 共等の在り方に 進捗状況		がないため、		見直しに係る	進捗状況及び		画を行うにあたっては、達成 けて金融サービスの見直し	
2 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産 形成に寄与するための環境整備	・NISA(日本版I	SA)の口座開	設数		・個人の金融 事業の達成	資産のポート 度を測る上で過	フォリオその(適当な指標は	他の状況は、ī ないが、NISA	5場動向をはじめとす。 の利用動向の一端を	る様々な要因に影響される 示す口座開設数を参考指	ものであり、本事務 標として選定した。
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算 23年度 (百万円)	額(執行額) 24年度 (百万円)	25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業				項目の概	要等		平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号
金融税制調査等経費	7 (7)	7	7	1,2	金融資本市	⋾場の活性化の	りための税制	面の環境整備	に向けた委託調査		6
金融税制広報経費	0 (0)	0	4	1	NISAをはじ	めとする金融	税制に係る居	知•広報			6

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備			担当記	果室名	総務企画局市場課、	総務企画局企業開示課		
施策の概要	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するため、び国債取引・貸株取引に関する決済システム等の安全付り一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市もに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることまた、EDINETの整備を通じ、有価証券の発行者の財証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ礎として、投資者がその責任において有価証券の価値をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしてし	生、効率性及で す場インフラを としている。 終内容、事業内 の適時に開示し の他の投資に	が利便性をよ 構築するとと P容及び有価 、それを基		考え方・根拠	清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券で、また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券で、本差に取得・保有する者の状況を正確、、平かつ適時値での投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を収ることを目指す。 【根拠】 ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則(平成23年3月10日)・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取まとめ(平成23年12月26日)			
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					政策評価実施予定時期	平成26年	6月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標:	年度)の設定の根拠	
-	_	_	_	_	_		-		
事務事業	測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理	由及び目標(水準・目標年	F度)の設定の根拠	
-	_		-		_		-		
事務事業	参考指標				参表	き指標の選定理由			
1 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラ の構築	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上 に向けた制度の整備状況	・本事務事業については、店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築に向け、所要の制度整備に取り当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無いため、店頭デリバティブ取引の決済の安の向上に向けた制度の整備状況を参考指標として選定した。							
2 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラ の構築	・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況	・本事務事業については、国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け、金融庁が市場参加者に						場参加者による国債で選定した。	

・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率

3 EDINETの整備

アム(EDINE I) の核働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間 は除外する。 ・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の 提出件数

・EDINETサイトへのアクセス件数

・投資者が投資判断を行うために必要な情報をEDINETが提供していることから、EDINETの稼働率等を参考指標として選定

事務事業に関連する	補正後予算	額(執行額)	25年度当初	関連する	TO A WITH	平成25年
予算等の項目	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	予算額 (百万円)	事務事業	項目の概要等	行政評価事業 レビュー事業番号
店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム 関係経費	-	72	52	1	平成22年5月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステムを構築するもの。	4
有価証券報告書等電子開示システム整備経費	833 (833)	833	397	3	有価証券報告書等の電子開示システム(EDINET)の安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。	4
業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費	337 (328)	806	670	3	現行のEDINETについて、利用者の要望等を踏まえ、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、 投資家向けの検索・分析機能の向上等のためのシステム開発を行い、機能の拡充を図るもの。	4
次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の運用に必要な経費	-	269	615	3	次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。	4
制度改正等へ対応するための経費	15 (5)	14	14	3	金融商品取引法の企業内容等の開示に係る制度改正等に対応するために、システム改修を行うもの。	4

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備			担当	課室名	総務企画局企業開示 用制度参事官室	表課、総務企画局市場課、総務企画局企画課		
施策の概要	市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金訂の環境を整備するための取組みを行う。	達に係る利化	更性の向上等	目標設定の		場の構築に向け、市た金融資本市場の活また、規制改革が表し、表記がまえ、金融分規・成長企業へのリンみを検討するほか、するための取組みを	けた緊急経済対策においては、「アジアNo.1i 場の利便性向上・国際競争力の向上等を通低性化等に取り組む」とされている。 成長戦略の一丁目一番地として位置づけられ 野についても経済活性化につながるよう、新スクマネー供給強化に向けた金融面からの取資金調達に係る利便性の向上等の環境を整行う。		
達成すべき目標	│ │ 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資 │	金調達手段・	適切な投資機	会が提供され	ること	政策評価実施予定時期	平成26年6月		
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根		
-	_	_	_				_		
事務事業	測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理	担由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
-	_		_		_		-		
事務事業	参考指標				参え	背標の選定理由			
1「日本総合取引所」の創設に向けた取組みの 促進	・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況	9月に成立・	公布されたこと	を踏まえて同	法施行までに	関係政府令の整備を	融商品取引法等の一部を改正する法律が昨 行うこととしており、当事務事業の評価を行う 5進捗状況を参考指標として選定した。		
2 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化	・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況	・本事務事業 支援するため	中介機能を強化し、産業に新たな血が入るよ しに係る進捗状況を参考指標として選定した。						
3 不動産投資市場の活性化	・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況	・本事務事業については、J-REIT市場の活性化のための制度整備を推進することとしており、当事務事業の評価たって達成度を測る適当な指標が無いため、同制度の新設・見直しに係る進捗状況を参考指標として選定した。							
4 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方 に関する検討	_					-			

事務事業に関連する	補正後予算	額(執行額)	25年度当初 予算額	関連する	在日本編集体	平成25年 行政評価事業
予算等の項目	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	(百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等	行以計画手来 レビュー事業番号
_	_	_	_	_	_	_

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環	境整備		担当	牌室名	証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総 務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備プ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサー図ることとしている。また、情報の収集・分析、検査、調査い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金組件としての告発を行い、厳正な対処を図ることとしている	#を行うほか、 ビスを提供す 査等の市場監 対付命令等の	金融グルー る環境整備を 視活動を行	目標設定の	考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。 [根拠] ・金融商品取引法第26条、第177条、第210条 等 ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(平成21年6月30日) ・G20サミット首脳声明(平成21年9月24日、25日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) ・大臣談話「IFRS適用に関する検討について」(平成23年6月21日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(平成23年12月15日) ・証券取引等監視委員会による建議「顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課について」(平成23年12月20日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」(平成24年7月2日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(平成24年12月25日)
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることに ること	より、我が国で	市場取引の公	正性・透明性の	の向上に資す	政策評価実施予定時期 平成26年6月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	_	_	-	_	_	_
事務事業	測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
-	_		_		_	_
事務事業	参考指標				参表	
1 不公正取引の規制に関する制度整備と課徴 金制度の適切な運用	・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況	を行うこととし		務事業の評価		する制度及び不公正取引を抑止するための制度について所要の整備 って達成度を測る適当な指標が無いため、同制度の新設・見直しに係
业 〒1爻Ⅵ 四分(みた/口	・課徴金納付命令等の実績<内容・件数>	•不公正取引	に対する課徴	金制度の運用	月状況の把握に	こ資するため、課徴金納付命令件数等を参考指標として選定した。
2 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保	・課徴金納付命令等の実績<内容・件数>	・虚偽記載、標として選定	不提出等の違した。	 反行為に対す		その運用状況の把握に資するため、課徴金納付命令件数等を参考指

企業財務諸制度調査等経費	47	43	38	3	・国際会計基準の議論に関しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が 国としての意見・立場の発信を行うもの。	4						
ア界寺の項目	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	(百万円)	学初争来		レビュー事業番						
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算		25年度当初 予算額	関連する事務事業	項目の概要等	平成25年 行政評価事業						
	・市場参加者等状況<内容・件		寅会、意見交換	会等の実施	・市場規律の強化に向けた取組みへの寄与状況の把握に資するため、不公正取引の未然防止を図るこ 参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施件数を参考指標として選定した。	とを目的とした市						
10 市場参加者の規律強化に向けた取組み	・証券取引等監容・件数>	意視委員会に。	よる建議の実施	i状況<内	・法規制や自主規制ルールの整備への寄与状況の把握に資するため、検査・調査等の市場監視活動だ 題等についての建議件数を参考指標として選定した。	いら得られた検討						
9 自主規制機関との適切な連携		_	-		_							
8 犯則事件に対する厳正な調査の実施	・犯則事件の告	5発の実施状況	兄<内容・件数	:>	・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、犯則事件に対する告発件数を参考 た。	き指標として選定し						
	・開示検査に係 容・件数>	系る検査終了作	井数、勧告の実	施状況<内	・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、開示検査に係る検査終了件数及で違反に対する勧告件数を参考指標として選定した。	 ゾディスクロージャ						
6 不公正取引に対する迅速·効率的な取引調 査の実施			D 1//00 / 1 1/4-		L <i>†</i> ≥。							
5 クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投 資家による不公正取引への対応	•取引調杏仁係	る る る る る る る る る る る る る る る る る る る	布状況 <内容・ ・	件数 >	・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、不公正取引に対する勧告件数を参	⇒考指標として選∶						
4 包括的かつ機動的な市場監視	•情報受付状況	兄<内容・件数	1>		・金融・資本市場全体に対する監視状況の把握に資するため、一般投資家や市場関係者等から受け付数を参考指標として選定した。	けた情報の受付						
▲ 스타시스 W SLAN → LE CH	•取引審査実施	近状況<内容・	·件数>		・金融・資本市場全体に対する監視状況の把握に資するため、不公正取引の疑いのある取引等の審査て選定した。	件数を参考指標						
	·IFRS任意適	用の会社数			・国際的に高品質な会計基準の適用に向けた取組み状況の把握に資するため、IFRS任意適用の会社数を参考指標とし 選定した。							
	・国際的な会計 加実績	基準設定に係	系る国際会議等	€の開催・参	・国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進状況の把握に資するため、国際的な会計基準設定に る国際会議等の開催・参加実績を参考指標として選定した。							
3 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に	·企業会計基準 況	基委員会(ASE	BJ)による会計	基準設定状	・国際的に高品質な会計基準の設定状況の把握に資するため、企業会計基準委員会(ASBJ)による会参考指標として選定した。	会計基準設定状況						
3 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に 向けた取組みの推進	況 ・国際的な会計	≛委員会(ASE	BJ)による会計		・国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進状況の把握に資するため、国際的な会計基準設定							

証券取引等監視経費 (証券取引審査経費)	0.7 (0.3)	0.4	0.4	4	・金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引について取引審査を行うもの。	-
証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費)	18 (18)	38	47		・不公正取引に対して、迅速・効率的な取引調査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行い、また、有価証券報告書の虚偽記載等に対しては、迅速・効率的な開示検査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行うもの。	-
証券取引等監視経費 (犯則調査経費)	147 (87)	109	108	5,8	・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、犯則調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行うもの。	-
課徴金制度関係経費	4 (-)	3	3	1,2	・金融商品取引法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するためのもの。	-

金融庁25(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能	能が適切に発揮	軍されるための	制度•環境整	を備 		担当	課室名	証券取引等監視委員:	会事務局、監督局証績	券課 ————————————————————————————————————
施策の概要	等に対する効	率的かつ効果的。また、重大な	的な監督及び村 法令違反等が	食査を実施し 認められた場	て業務の実態を把握を図る				及び検査を実施し、金 運営の確保を図る。 【根拠】 ・金融商品取引法第5	融商品取引業者等の 1条、第56条2項 等 持向けの総合的な監督	
達成すべき目標	金融商品取	引業者等の健全	全かつ適切な遺	≣営を確保す	ること				政策評価実施予定時期	平成2	26年6月
事務事業		測定技	指 標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由	及び目標値(水準・	目標年度)の設定の根拠
-		_			_	-	_	_		-	
事務事業		測定技	指標			目標		目標年度	測定指標の選定理	由及び目標(水準・目	標年度)の設定の根拠
_		_							-		
事務事業		参考	指標					参求	背指標の選定理由		
	·金融商品取引 <内容·件数	引業者等に対す (>	「る行政処分の	実施状況	・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、金融商品取引業者等に対する行政処分 参考指標として選定した。					る行政処分の実施件数を	
1 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効	·証券検査実施	も状況 <内容・	件数>		・市場仲介機能が適切に発揮されるためには、より多くの金融商品取引業者等について業務の実 を実施する必要があることから、証券検査の実施状況を参考指標として選定した。					等について業務の実態 した。	態を把握するための検査
果的な検査・監督の実施	・証券検査に係容・件数>	系る行政処分等	の勧告の実施	状況<内	・市場仲介機能が適切に発揮されるためには、金融商を行うことが重要であるから、行政処分等の勧告の実				品取引業者等の重大な 施状況を参考指標として	は法令違反等が認めら て選定した。	られた場合は行政処分等
		Sける金融商品 に係る通知の							品取引業者等の法令資 る通知の実施状況を参		易合は指摘を行い、改善 こ。
2 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携		_	-						_		
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算 23年度 (百万円)	額(執行額) 24年度 (百万円)	25年度当初 予算額 (百万円)	関連する事務事業	項目の概要等				要等		平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号
検査等一般事務費	21 (13)	27	27	1	金融商品取引業者等に対して、証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的 査を実施し、必要に応じ金融庁に対し勧告を行い、また、無登録業者等に対しては、金融商品取 第187条に基づく調査を実施し、必要に応じ同法192条による裁判所への申立てを行うもの。				、ては、金融商品取引		

金融庁25(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・	環境整備		担当	課室名	公認会計士·監査審 画局総務課審判手網	査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企 売室
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤 基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に 理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確 局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組み ることとしている。	対する適切な な検査、海外	監督、品質管 監査監督当	目標設定の	考え方・根拠		
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤	が強化される	こと			政策評価実施予定時期	平成26年6月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	_	_	_	_	_		-
事務事業	測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理	目由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
-	_		-		_		-
事務事業	参考指標				参	考指標の選定理由	
1 監査基準等の整備に係る対応	・監査基準等の策定状況	•監査基準等	手の整備に係る	対応状況を排	巴握するため、	監査基準等の策定状	況を参考指標として選定した。
2 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・ 件数>		:等の非違事係 あるため、当該			処分を行うことは、類	似事案の抑止等、適切な監督を実施する観点
3 品質管理レビューの適正な審査及び監査法 人等に対する的確な検査	・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数>・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数>・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数>・と監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況	質の向上に					、問題点を指摘することは、我が国の監査の品 指標がないため、審査・検査などの実施件数を
4 海外監査監督当局との協力・連携	・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む)	・二国間協議保護に資する選定した。	養の実施など、 るものと考えら	諸外国の監査 れるが、その	・監督当局との 達成度を直接	連携を強化することに 的に測る適当な指標が	よ、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者 がないため、意見交換の実績を参考指標として
5 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	-					-	

事務事業に関連する	補正後予算	額(執行額)	25年度当初	関連する	TO A WENT	平成25年
予算等の項目	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	予算額 (百万円)	事務事業	項目の概要等	行政評価事業 レビュー事業番号
公認会計士試験実施経費	*80 (74)	78	78	5	・公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。 ※流用額1,865千円含む	5
懲戒処分経費(参考人等旅費)	0 (-)	0	0	2	・公認会計士・監査法人に懲戒処分に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣(金融庁長官に委任。)は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、公認会計士・監査法人に対して行うものであるが、必要に応じて、専門家の意見を求めるとの観点等から、参考人に来庁を要請することもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。	-
課徴金制度関係経費	2 (-)	2	1	2	・公認会計士法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するために必要な経費。	-
監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る 経費	32 (13)	32	27	3,4	・公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費(金融機関等検査旅費)。 ・国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費[職員旅費(外国旅費)、金融機関等検査旅費]。	-

金融庁25(施策Ⅳ-1)

施策名	国際的な政策	₹協調•連携強	訛化				担当	課室名	総務企画局総務課 場課、総務企画局企 際監督室	国際室、総務企画局企業開 ≿画課調査室、監督局総務	示課、総務企画局市 課、監督局総務課国
施策の概要	国際的な金融融システムの多的な金融規制ネー・ローンダウン	安定と発展、C 改革への積	極的な参画・	経済の持続的 貢献、各国・	な成長に資す 也域との連携	「るため、国際 ・交渉等、マ	目標設定の	考え方・根拠	長に貢献するため、 規制改革のための 連携強化を図る。 【根拠】	の安定と発展、ひいては日 国際会議・二国間協議等を タ策協調を推進するとともに ミット首脳宣言(平成24年6)	を通じて国際的な金融 こ、各国・地域と更なる
達成すべき目標	国際的な金融 ひいては日本約				を担うこと等を	通じ、国際金融	対ステムの気	安定と発展、	政策評価実施予定時期	平成26年	E6月
事務事業		測定	指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標	(年度)の設定の根拠
-	-					-	-	_		-	
事務事業		測定	指標			目標 目標年度			測定指標の選定理	里由及び目標(水準・目標	年度)の設定の根拠
_		_	-			_		_		-	
事務事業		参考	指標		参考指標の選定理由						
1 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献	-・金融庁が参加 る国際会議にお				・本施策につ	いては、目標の	り達成度を測	定する適当な	指標を設定することが	ができないが、一方で、左記	この状況を確認するこ
2 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等	・国際的な金融 状況	規制改革に関								握することができるため、参	
3 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	・金融協議の開	推认沈									
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算額 23年度 (百万円)	額(執行額) 24年度 (百万円)	項目の概				要等		平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号		
-								_			_

						の問サにウはt み					
施策名	アジア諸国! 策協調	こおける金融・	資本市場の整備	備及び金融第	美の一層の開放	放に向けた政	担当	課室名	総務企画局総務課国	国際室	
施策の概要	機関のアジア 成長に取り込	の金融・資本市 経済圏での活! むため、アジア 送等の取組み	動を金融面できたける金融	支援し、アジブ インフラ整備	アの経済成長	を日本の経済	目標設定の	考え方・根拠	おける事業展開の円ある。こうした観点から、にアジアの成長力基を支援する。併せてきまた、環大田出化交流サービス自留とでの進展を図っていて、	かためには、日本企業及び 1滑化を通じ、アジアの成長 日本企業及び金融機関の 盤の強化に資する、金融・ 金融規制の緩和を促してい ートナーシップ(TPP)協定 に積極的に参加し、金融 く。	を力を取り込む必要が事業展開の促進並びインフラの一層の整備へる。 で、後、 ・交渉等における金融サービス分野の自由
達成すべき目標	アジア諸国の 動を金融面で	の金融・資本市 支援し、アジア	場の整備を促 の経済成長を	進することを: 日本の経済:	通じて、日本企 成長に取り込む	≥業及び金融 ご。	幾関のアジア	経済圏での活	政策評価実施予定時期	平成26年	6月
事務事業		測定	指 標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標	年度)の設定の根拠
-		_			_	-	_	_		-	
事務事業		測定	指 標			目標		目標年度	測定指標の選定理	∄由及び目標(水準・目標≤	拝度)の設定の根拠
-		-				_		_		-	
事務事業		参考	岩標		参考指標の選定理由						
1 アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・ 資本市場の規制緩和の促進等	・技術支援の ・金融協議の					・本施策については、目標の達成度を測定する適当な指標を設定することができ の技術協力の実施状況や、金融規制の緩和を求める金融協議の開催状況を参					
事務事業に関連する		額(執行額)	25年度当初 予算額	関連する				項目の概要	要等		平成25年 行政評価事業
予算等の項目	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	(首方円)	事務事業							レビュー事業番号
金融政策推進に必要な経費 -アジアの金融インフラ整備支援事業	50 (33)		33	1	·アジアの金	融インフラ整備	情支援のため(の現地調査、セ	ヹミナー開催等。		3
経済協力に必要な経費 一新興市場国を対象とした金融行政研修 一国際開発金融機関協力経費	105 (94)		103	2		・金融行政担当者を対象とした研修事業の実施。 各国際機関(OECD、IAIS、IOSCO)の新興市場国向け技術支援のが			ナ技術支援のための <u>#</u>	心 出金。	3

施策名	金融サービス	スの提供者に対	対する事業環境	の整備			担当	課室名	総務企画局政策課、	総務企画局企画課、監督	——————— 局総務課		
金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対 を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進制度を適切に運用するための取組みを図ることとしている							目標設定の	考え方・根拠	金融を巡る状況の変化に応じ、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応してつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】・第1回規制改革会議における総理大臣挨拶(平成25年1月24日)、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)等				
達成すべき目標	金融サービス ること	スの提供者が、	、利用者の二一	ズに的確に対	対応しつつ、和	責極的に事業を	·展開できる環	環境を確保す	政策評価実施予定時期 平成26年6月				
事務事業		測定	指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標	年度)の設定の根拠		
-					_	_	_	-		-			
事務事業		測定	指標			目標		目標年度	測定指標の選定理	理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
-	_					_		_	_				
事務事業		参考	指標					· 参	考指標の選定理由				
1 規制・制度改革の推進	・金融業界との	の意見交換会	等の実施実績		・金融サービス提供者の要望等を把握する機会となる意見交換会等の実施状況を示すものであるため、金融業界との意見 交換会の実施実績を参考指標として選定した。								
2 事前確認制度の適切な運用	・ノーアクショ: 回答件数	ンレター、一般	法令照会の受	理件数及び	・金融行政の透明性・予測可能性の向上に資する制度等の活用状況を示すもので、金融サービス提供者の積極的な事業展開を可能にする環境整備の進捗評価の参考となるため、ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数を参考指標として選定した。								
3 官民による持続的な対話の実施	・官民ラウンド	テーブル作業	部会の開催実	績	・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民の実務家が同じ目線に立って課題と目標を設定し、その達成を目指す機会となる官民ラウンドテーブル作業部会の実施状況を示すものであるため、官民ラウンドテーブル作業部会の開催実績を参考指標として選定した。								
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算 23年度 (百万円)	額(執行額) 24年度 (百万円)	25年度当初 予算額 (百万円)	関連する事務事業				項目の概要	要等		平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号		
我が国の金融・資本市場の競争力向上に向けた 実態等の調査	_	_	13	3	我が国金融機能の向上・活性化に向けて、金融業界と金融当局が同じ目線に立って課題と目標を共有し、その達成に向けて「共働」していく場である官民ラウンドテーブルにおける議論に資する調査を 行うもの。					_			

施策名	金融行政についての情報発信の強化				担当	課室名	総務企画局政策課位		
施策の概要	金融行政についての情報発信を強化するための取組みを図ることとしている。	るため、金融行	示政に関する 』	太報を充実す	目標設定の	考え方・根拠	透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わることが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。 とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。		
達成すべき目標	 金融行政についての情報発信を強化する 	3 こ と					政策評価実施予定時期	平成26年6月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標	年度)の設定の根拠	
-	-		-	_	_	_		-	
事務事業	測定指標		目標 目標年度			測定指標の選定理	由及び目標(水準・目標・	年度)の設定の根拠	
-	-							_	
事務事業	参考指標		参考指標の選定理由						
1 金融行政に関する広報の充実	・金融庁ウェブサイトの報道発表件数及び・金融庁ウェブサイトの(英語版)の報道発アクセス件数・金融庁Twitterの発信回数及びフォロワー	表件数及び							
事務事業に関連する 予算等の項目	福正後予算額(執行額) 25年度当初 23年度 24年度 (百万円) (百万円)	関連する事務事業	項目の概要等					平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号	
-		_						_	

施策名	金融リテラシー(知識・判断 フ		ための環境整	· 備		担当	課室名	総務企画局政策課		
施策の概要	金融リテラシー が している。	が向上するた	∊め、金融経済	脊教育の推進	に係る取組み	≯を図ることと	目標設定の	考え方・根拠	金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。 ・金融トラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上にる。 ・利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界が没度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するというである。このため、利用者の金融商品を餞別する目が確かになるり良い金融商品の普及も期待できる。 ・現在、我が国の約1.500兆円に上る家計金融資産の過半にとなっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、国内外の資産(株式、債券等)への中長期・分散投資を進めば、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金等を通じ、デフレ脱却にも資するものと考えられる。 【根拠】 ・消費者基本計画(平成22年3月閣議決定) ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日限定) ・金融経済教育研究会報告書(平成25年4月30日公表)		
達成すべき目標	金融経済リテラ	シーが向上す	すること						政策評価実施予定時期 平成26	年6月	
事務事業		測定指	i標		基準値	基準年度	- 目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目	標年度)の設定の根拠	
1-1 金融経済教育の推進	国民の金融知識(※金融広報中央 論調査」				37.6	23	50 28		・生活設計を行う上では、金融の基礎知識や各種金融サービスの性を理解するなど金融リテラシーを身につける必要があるため、定指標として選定した。 ・国民の半数が生活設計を有する家計となることを目標として設た。		
事務事業		測定指	裸			目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標	[年度)の設定の根拠	
-		-				_		_	_		
事務事業		参考指	裸		参考指標の選定理由						
1-2 金融経済教育の推進	・シンポジウムの『 ・ガイドブックの配				シーの向上に・金融知識を	こ寄与すると考	えられるため ブック等が広	、参考指標と	性等を感じ、シンポジウムの内容を理解するこして選定した。 いることにより、金融リテラシーの向上に寄与		
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算額(23年度 (百万円) ((執行額) 24年度 百万円)	25年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業				要等	平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号		
金融行政の推進に必要な経費	16 (14) 17 13 1					で育の充実を図]るためのシン	/ポジウムの開	見催、ガイドブック等の整備・普及 6		

施策名	金融行政を持	旦う人材の確保		:			担当	課室名	総務企画局総務課、総務企画局	———— 総務課開発研修	 §室
施策の概要	と資質の向上を図るため、 り方」の浸透を図るととも るほか、金融行政を担う人 各専門分野における専門 専門的人材の確保、官民 き続き新興国への若手職				高度に専門化するとともに、経済与え得る金融行政に的確に対応・野を持った多様な職員を確保し、である。 【根拠】・ベター・レギュレーション(金融規・金融・資本市場競争力強化プラ	するため、高いす その資質の向上 見制の質的向上)	専門性と幅広い視ニを図ることが必要				
達成すべき目標	高い専門性の	と幅広い視野を	を持った多様な	職員の確保と	と資質の向上を	を図ること			政策評価実施予定時期	平成26年6	5月
事務事業		測定	指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値	値(水準・目標年	度)の設定の根拠
-	_				_	_	_	-		_	
事務事業		測定	指標		目標目標年度			測定指標の選定理由及び目標	【(水準・目標年)	度)の設定の根拠	
-	_					_		_		_	
事務事業		参考	指標		参考指標の選定理由						
1 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職 員の確保と資質の向上	・研修の実施4・人材派遣等6・民間専門家6	の状況			・国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図ることとしていることから、「研修の実施状況」を参考指標として選定した。 ・国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図ることとしているとから、「人材派遣等の状況」を参考指標として選定した。 ・これまでも、高い専門知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験・や弁護士・公認会計士等の専門家を積極的に採用・登用してきていることから、「民間専門家の在職者数」を参考指標とし選定した。						
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算額(執行額) 23年度 24年度 (百万円) (百万円)			関連する事務事業	項目の概			項目の概要	要等		平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号
-	_	_	_						_		

施策名	学術的成果/				担当課室名 総務企画局企画課研究開発室							
施策の概要	的確な調査	研究分析を通じ 数の参考となる	こて、学術的成:		献1 以へ等人・活用する 学の連携強化に係る取組み 目標設定の考え方・根拠				金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある、研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に行っていくことが必要である。			
達成すべき目標 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に						入・活用するこ	٤		政策評価実施予定時期 平成26年6月			
事務事業	事務事業 測定指標					基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標	年度)の設定の根拠	
-	_				-	_	_	_		_		
事務事業	測定指標					目標		目標年度	測定指標の選定理	里由及び目標(水準・目標年	F度)の設定の根拠	
-	_									_		
事務事業		参考	指標					参	考指標の選定理由			
1 金融行政の参考となる調査研究の実施	・調査研究分析 の本数・分野数		実績(研究論文	・レポート等	・金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用するため、参考指標として選定した。							
2 産・官・学の連携強化	・コンファレンス	、研究会∙勉引	強会等の開催9	実績	・産・官・学の人材交流等をしつつ調査研究を進めるため、参考指標として選定した。 ・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催することで、産・官・学の交流の機会を設定しつつ、学術的成果の金融行政・実務への導入・活用及び金融行政・実務の問題・関心・実情の学界へのインプットという双方向の議論を行うことで、更なる連携強化を図るため、参考指標として選定した。							
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算 23年度 (百万円)	額(執行額) 24年度 (百万円)	25年度当初 予算額 (百万円)	関連する事務事業				項目の概	要等		平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号	
金融庁共通費(国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費)	16 (10) 15 13 1,2				・諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、産官学を中心とした国際コンファレンスを開催。 ・研究官・特別研究員の研究テーマについて、各界の有識者及び庁内職員を集め、情報収集と議論を重ねる研究会等を発足・運営する。 ・特別研究員等の調査・研究を研究成果報告書として取りまとめる。取りまとめた研究成果報告書については、研究をより有益なものへと高め、金融庁内外を問わず議論を喚起することが重要であることから、金融研究センターウェブサイトに掲載し積極的に情報発信を行う。						-	

施策名	金融行政における情報システムの活用		担当	課室名	総務企画局総務課情 企画局企業開示課、 視委員会事務局総務	報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務 検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監 8課	
	早期に最適化を実施し、業務の効率化を図るため、情用による金融行政の高度化・効率化、情報セキュリティネみを図ることとしている。また、その取組みに併せて情報推進することとしている。	対策の推進の	ための取組	目標設定の	考え方・根拠	「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】 ・「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等 「情報セキュリティ2012」(平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定)において、「新たな環境変化に対応した政府の取組を進める必要がある」とされている。 【根拠】 ・「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定)等	
達成すべき目標	1 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること 2 情報セキュリティ対策の推進を図ること					政策評価実施予定時期	平成26年6月
事務事業	測定指標	測定指標 基準値 基準			目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 業務・システムの効率的な活用による金融行政の高度化・効率化	①・経費削減額 ・業務処理時間の短縮						
監視等業務に関する業務・システム」	(ア)単年度で約2.1億円(平成27年度以降の3年間で約6.2億円)の経費の削減及び約9,450日(平成27年度以降の3年間で約28,350日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。	7.0億円;-	平成20年度	4.9億円;約 9,450日	平成29年度		時に現行システムからの経費削減等による効
	(イ)単年度で約1.6億円(平成26年度以降の4年間で約 6.4億円)の経費の削減が見込まれる。	7.3億円	平成24年度	5.7億円	平成29年度	果を目標値として選択	
(ウ)「金融庁行政情報化LANシステム」	(ウ)単年度で約22.5百万円(平成26年度以降の4年間で約90百万円)の経費の削減及び約100日(4年間で約400日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。	5.54億円;-	平成20年度	5.32億 円;100日	平成29年度		

事務事業		測定	指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
2 情報セキュリティ対策の推進		事案(インシテ	シト)の対応を	含めた情報	・情報セキュリティ事案(インシデント)の 対応を含めた情報セキュリティ対策を適 切に推進する。		・実施状況の適切性を判断するためには、実際キュリティ事案への対応状況を評価することが、標として選定するとともに、目標として設定した。	必要なため、測定指	
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算 23年度 (百万円)	額(執行額) 24年度 (百万円)	25年度当初 予算額 (百万円)	関連する事務事業		平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号			
金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費	280 (280)	210	0	1	検査及び監督業務並びに証券取引等監 月28日決定、平成20年8月7日改定、平成 ・本計画の狙いとしては、金融・証券市場 テムを見直し、IT(情報技術)を活用して間 の効率化を推進することにある。 具体的には、情報の利用を高度化する仕 データベースの統合等を行い、関係部局 により、業務効率の向上を図ることとして	視等業務に関 23年5月16日 の環境変化に 関連部局間で ・組みとして、・・ 間において情 いる。	条取引等監視等に関する業務について、「金融 引する業務・システム最適化計画」(平成18年3 日改定)を策定した。 二迅速かつ柔軟に対応するために、業務・シス の情報連携を強化するなどにより、業務の一層 金融検査・監督・証券取引等監視の3業務の 報の適時利用や情報連携の強化を行うこと等	-	

施策名	災害等発生	時における金融	融行政の継続码	雀保			担当	課室名	総務企画局政策課、 室、監督局総務課	総務企画局総務課、	総務企画局総務課管理
施策の概要		生の検証を行う	随時見直すとと うことにより、金				目標設定の	考え方・根拠	「首都直下地震対策大綱」において、行政機能の中核を担う中央 省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ったが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。 【根拠】 ・「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月策定、平成22年1月修正中央防災会議)		
達成すべき目標	金融庁の業績	務継続体制の	充実・強化を図	1ること					政策評価実施予定時期	平成	26年6月
事務事業	測定指標					基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理	由及び目標値(水準・	目標年度)の設定の根拠
-	-				_	_	_	_		_	
事務事業		測定	指標		目標 目標年度				測定指標の選定理	閏由及び目標(水準・目	標年度)の設定の根拠
-		-	-			-		-		-	
事務事業		参考	指標		参考指標の選定理由						
1 災害等発生時における金融行政の継続確保	∙「金融庁業務	継続計画」の	改定状況		・本計画は、金融システムを巡る環境の変化や金融庁の組織の変更等を踏まえ、絶えず見直すことが重要であり、毎年見 直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行うことを検討することとしているため、参考指標として選定した。						
事務事業に関連する 予算等の項目					♀ │ 項目の概要等 │ 行					平成25年 行政評価事業 レビュー事業番号	
-						-					-